ＩＴＵ―Ｔ勧告 Ｊ．222.1 に準拠するケーブルモデム	ＴＤＭＡ（１チャネル）の場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋61dBmV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋58dBmV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋57dBmV

ＴＤＭＡ（２チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号１チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋58dBmV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋55dBmV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋54dBmV

ＴＤＭＡ（３又は４チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号１チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋55dBmV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋52dBmV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋51dBmV

Ｓ―ＣＤＭＡ（１チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ、８ＱＡＭ、16ＱＡＭ、32ＱＡＭ、64ＱＡＭ、128ＱＡＭ（ＴＣＭ）	＋56dBmV

Ｓ―ＣＤＭＡ（２～４チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号１チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ、８ＱＡＭ、16ＱＡＭ、32ＱＡＭ、64ＱＡＭ、128ＱＡＭ（ＴＣＭ）	＋53dBmV

ＩＴＵ―Ｔ勧告 Ｊ．222.1 Annex　D に準拠するケーブルモデム	ＴＤＭＡ（１チャネル）の場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋121dBμV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋118dBμV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋117dBμV

ＴＤＭＡ（２チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号１チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋118dBμV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋115dBμV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋114dBμV

ＴＤＭＡ（３又は４チャネル）の場合
送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号１チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋２dB以内とする。

変調方式	送信電圧レベル
ＱＰＳＫ	＋115dBμV
８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋112dBμV
32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋111dBμV